部を措置費算定している。引き続き、調査 結果を踏まえながら、有効な施策を実施 し. 児童虐待や配偶者からの暴力の被害者 に関する施策の充実を図っていく。

【施策番号26】

エ 警察庁においては、平成19年度から、自 宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるな ど居住が困難で、自ら居住する場所が確保 できない場合等に、一時的に避難するため の宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害 者等の経済的、精神的負担の軽減を図って いる(犯罪被害者等に対する一時避難場所 等の借上げに要する経費(国庫補助金): 26年度17百万円. 27年度17百万円)。

今後も、都道府県警察に対して、本制度 の効果的運用について指導していく。

【施策番号27】

オ 内閣府においては、地方公共団体に対し て. 犯罪被害者等施策主管課室長会議や地 方公共団体職員を対象とする研修会等を通 じ. 居住場所の確保や被害直後からの生活 支援に対する取組がなされるよう要請する とともに、各地方公共団体の取組事例につ いて,「犯罪被害者等施策情報メールマガ ジン|等を通じて情報提供している。

平成27年4月1日現在. 53都道府県・政 令指定都市、205市区町村において、公営 住宅等への入居に関し、犯罪被害者等に特 別の配慮が行われている(P250資料10-6 参照)。

公共住宅等の入居に際しての配慮の状況 (平成27年4月1日現在)

地方公共団体 (制度あり/全体数)	抽選に よらず 入居	入居 要件の 緩和	抽選 倍率の 優遇	その他
都道府県(41/47)	9	8	29	14
政令指定都市 (12/20)	5	3	6	4
市区町村(205/1,721)	60	48	56	75

- ※地方公共団体によっては複数の制度を運用しているところがある。
 ※市区町村数には、政令指定都市を含まない。
- ※区は東京都の23区をいう。
- ※市区町村数については、市町村合併により栃木県岩舟町が消滅 (H26.4.5) したことにより、昨年の数値より1減となっている。

また. 56都道府県・政令指定都市. 427 市区町村においては、犯罪被害者等施策に 関する条例の制定又は計画・指針の策定が 行われているところ、このうち、21都府 県・政令指定都市、88市区町村において は、犯罪被害者等に対する日常生活の支援 が盛り込まれている(P223資料10-4参照)。

コラム9

支援の現場から①(平成26年度中における 地方公共団体職員の犯罪被害者支援取組例の紹介)

A市では、近隣に住む住民からの暴力(脅迫)行為による被害者(女性)に対して支援を 行った。

事件の加害者は発達障害を抱えた男性で、認知症の母親と2人暮らしであったが、日頃から 母親に対して熱湯をかけるなどの暴力行為を行っていた。

事件は、被害者に無視されたことに憎悪を抱いた加害者が、自宅から持ち出した包丁を被害 者に突きつけ「殺したろか。」と怒鳴りつけ、脅迫した事件であった。

加害者は、暴力行為等処罰二関スル法律違反で逮捕され、60日間勾留されたが、以後は自宅 に戻り生活をしている。

被害者から、A市に対して、「事件の場面を思い出すと寒気がする。」「本当に刺し殺されたら …… との相談が寄せられた。A市では、庁内関係課で組織する犯罪被害者等支援連絡会を開 催し、情報共有を図り支援策を検討した結果、公営(市営)住宅の入居手続を行った。

以後も、関係機関が連携して加害者、被害者両者に対する支援を継続している。